

中部の地域づくり委員会 規約

（目的）

第一条 中部圏広域地方計画の効果的推進等に関し学識経験等を有する者の意見を聴く場として、中部の地域づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第二条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は概ね二年とする。

3 委員会は必要に応じ関係者を参加させることができる。

（座長）

第三条 委員会に座長を一名置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 座長に事故があるときは、委員のうち座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（透明性の確保）

第四条 委員会の開催予定は公表する。

2 委員会については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと委員会が認める場合は、非公開とする。

3 委員会に提出された資料（以下この条において「資料」という。）及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと委員会が認める資料は、非公開とする。

4 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

（庶務）

第五条 委員会の庶務は中部圏広域地方計画推進室において処理する。

（雑則）

第六条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この運営要領は、平成28年12月13日から施行する。

この運営要領を、令和元年9月19日に一部改正する。

中部の地域づくり委員会 委員名簿

(敬称略五十音順)

うちだ としひろ
内田 俊宏 中京大学経済学部 客員教授

おがわ まさき
小川 正樹 一般社団法人中部経済連合会 専務理事

◎ おくの のぶひろ
◎ 奥野 信宏 公益財団法人 名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター長

ごとう すみえ
後藤 澄江 日本福祉大学 社会福祉学部 教授

さ さ き しんいち
佐々木 眞一 トヨタ自動車株式会社 元副社長

もりかわ たかゆき
森川 高行 国立大学法人名古屋大学 未来社会創造機構 教授

(◎ : 座長)

改正後

中部の地域づくり委員会 委員名簿

(敬称略五十音順)

令和元年9月19日時点

うちだ としひろ
内田 俊宏 中京大学経済学部 客員教授

おがわ まさき
小川 正樹 一般社団法人中部経済連合会 専務理事

おくの のぶひろ
○奥野 信宏 公益財団法人 名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター長

ごとう すみえ
後藤 澄江 日本福祉大学 福祉経営学部 教授

もりかわ たかゆき
森川 高行 国立大学法人名古屋大学 未来社会創造機構 教授

(○ : 座長)